平成２９年（フ）第４１号
愛知県西尾市寄住町佃51番地　エスポワール寄住601号室
債務者　堤　　順子（旧姓杉野）
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月７日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１８０号
大阪市此花区梅香３丁目32番23号　301、前住所大阪府池田市神田２丁目８番17号
債務者　松本　　豪
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８４号
大阪市東住吉区中野３丁目６番15―510号、前住所大阪市浪速区大国２丁目18番12号　グルパ大国町　１－Ａ号
債務者　東本　理絵
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１５号
大阪市生野区生野東４丁目８番19号　エターナルステージ　203、前住所兵庫県伊丹市昆陽南４丁目１番40―305号
債務者　亀山裕美子
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２７４号
大阪府東大阪市岩田町１丁目３番50号、前住所大阪府東大阪市下小阪４丁目３番16号　グローリィハイツ八戸ノ里　11号
債務者　山内　栄治
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５号
栃木県小山市西城南１丁目４番地１　メゾンクレール106号
債務者　佐野　彰彦
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第７７５号
静岡市葵区瀬名川１丁目31番78号
債務者　松下　友美
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７７９号
静岡市駿河区丸子４丁目10番２号　ウエストガーデン202号
債務者　山田　悦子
1　決定年月日時　平成29年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２５５号
東京都日野市南平６丁目23番地の13ＭＹリバーサイド206
債務者　江見　明夫
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２７２号
東京都東村山市久米川町５丁目８番地11ベルメゾンサーバＡ―102
債務者　結城　　愛
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１５号
東京都東久留米市八幡町２丁目13番25号テラスハウスのざき５
債務者　北野　　隆
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１６号
東京都東久留米市八幡町２丁目13番25号テラスハウスのざき５
債務者　北野　詩子（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３７１号
岡山市北区平山60番地
債務者　大森絵理香
1　決定年月日時　平成29年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５２号
長崎県島原市霊南１丁目111番地
債務者　川守　孝彦
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後３時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第１２９８号
東京都羽村市神明台１丁目20番地１原島マンション102
債務者　上田　正人
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部